

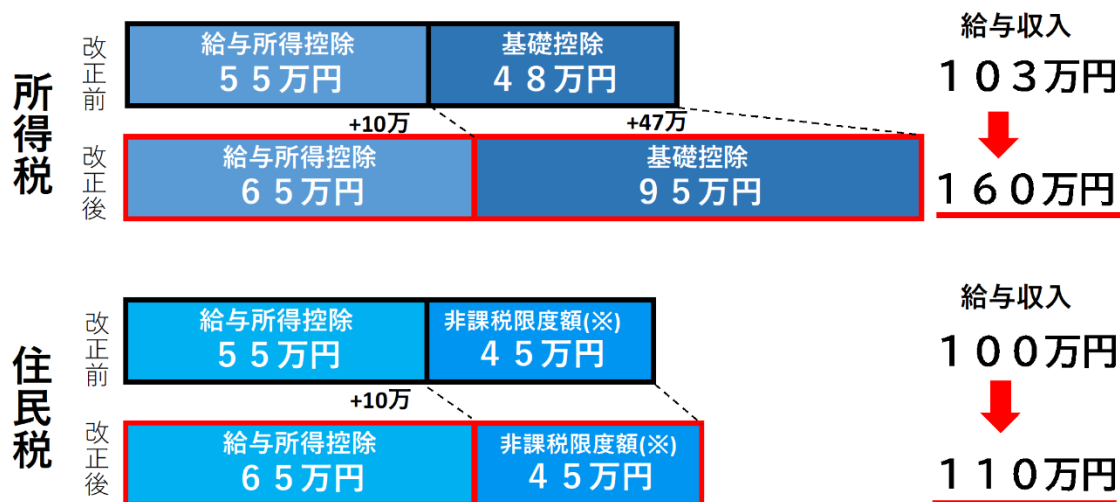
いわゆる「年収の壁」に関する令和7年度税制改正の主な内容について

「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」として、所得税（国税）と住民税（市県民税）の制度が改正されました。

改正後の制度は、**令和7年中（令和7年1月1日～12月31日）の収入について、令和7年分所得税及び令和8年度分住民税から適用**となります。

○ 給与所得者について、非課税となる収入の上限が変わります

- ① 所得税の基礎控除額が、48万円から最大95万円まで引き上げられました。
- ② 所得税と住民税の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。



(※) 単身者とした場合の計算。

これにより、所得税と住民税がかかる年収の水準が、次のように変わります。

給与収入 (年収)	改正前		改正後	
	住民税	所得税	住民税	所得税
～100万円	かからない	かからない	かからない	かからない
～103万円				
～110万円	かかる	かかる	かかる	かかる
～160万円				

※単身者（配偶者や子等を扶養していない方）の場合

住民税について、ご注意ください

- 住民税は「地域社会の会費」という性格上、所得税とは控除の仕組みが異なりますので、**年収110万円を超えると課税されます。**

(例) 令和7年の給与収入160万円（単身者（配偶者や子等を扶養していない方））の場合、令和8年度分住民税 約 32,000 円

※ 森林環境税を含む。社会保険料の支払額を 23 万円と仮定した場合。

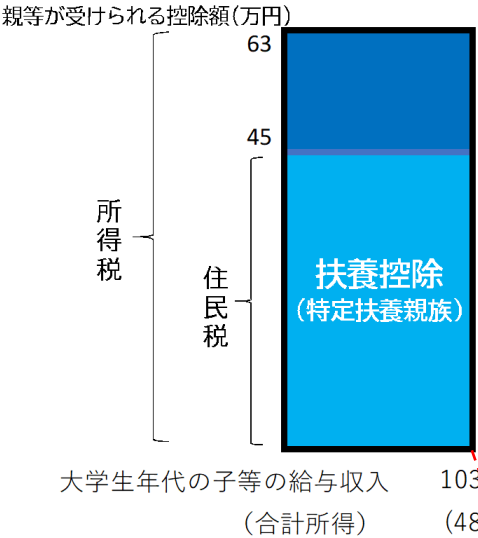
- 実質的な手取り金額への影響については、税負担以外に発生する社会保険料の負担や、各種給付・手当等の変化なども別途考慮する必要があります。
- 給付・手当・サービス等の中には、住民税が非課税であることが要件となるものや、収入金額によって内容が変動するものがあります。

個別の影響については、それぞれの担当窓口へご確認ください。

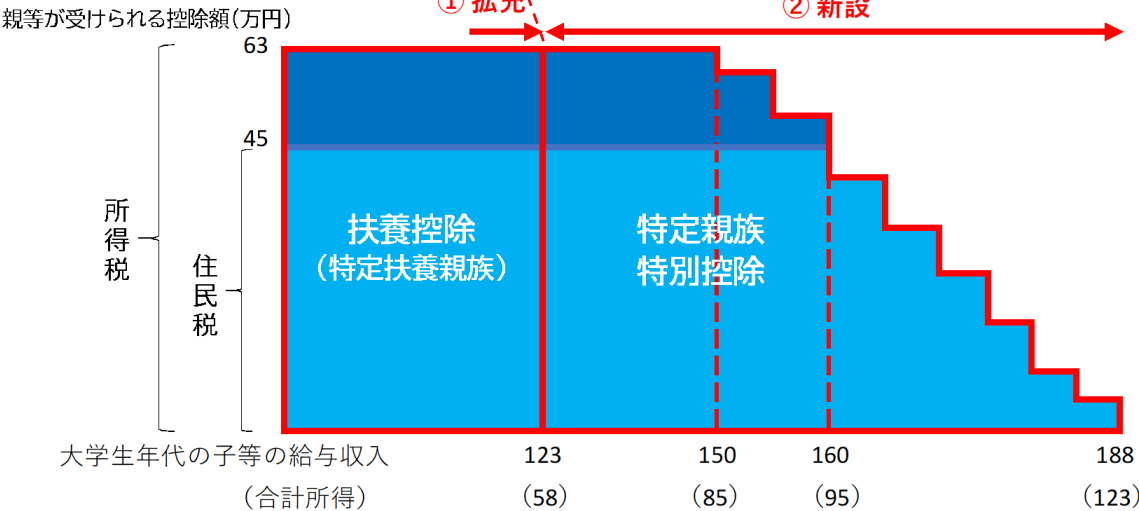
○ 控除の対象となる大学生年代の子等に係る収入要件が変わります

- アルバイト等により収入を得ている大学生年代(19歳以上23歳未満)の子等について、
- ① 扶養控除(特定扶養親族)が適用される合計所得金額の上限が、58万円(給与収入に換算すると123万円)に引き上げられました(現行:48万円、給与収入に換算すると103万円)。
 - ② ①の上限を超えた場合でも、合計所得金額123万円(給与収入に換算すると188万円)までは親等が控除を受けられる新たな仕組みが導入されました(控除額は段階的に減少)。

【改正前】



【改正後】



大学生年代の子等の年収と親等に適用される控除の関係は、次のようになります。

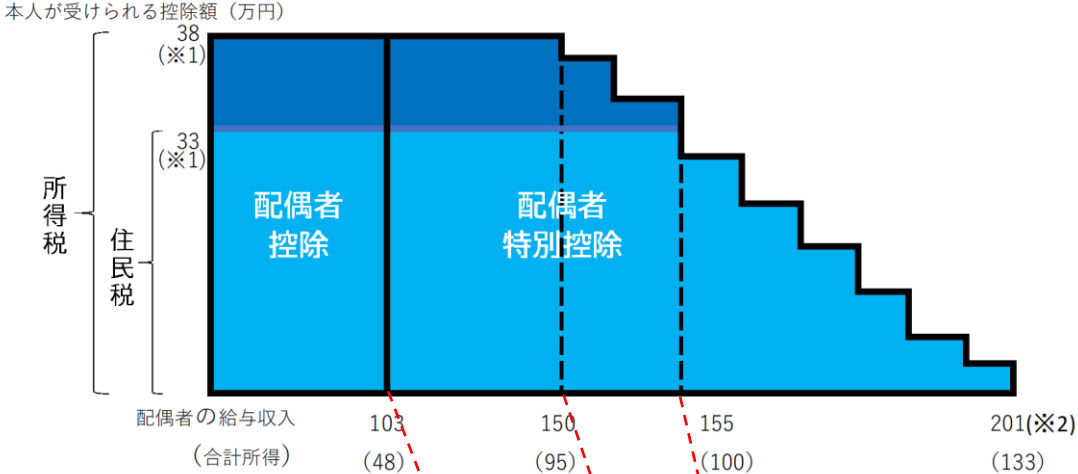
大学生年代の子等の給与収入 (年収)	改正前		改正後			
	扶養控除		扶養控除		特定親族特別控除	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
～103万円	対象		対象		—	
～123万円			対象			
～150万円					扶養控除と同額の控除	扶養控除と同額の控除
～160万円					控除額が段階的に減少	控除額が段階的に減少
～188万円						

注:特定親族特別控除に該当する場合は、控除額の適用はありますが、税法上扶養親族としては扱われません。

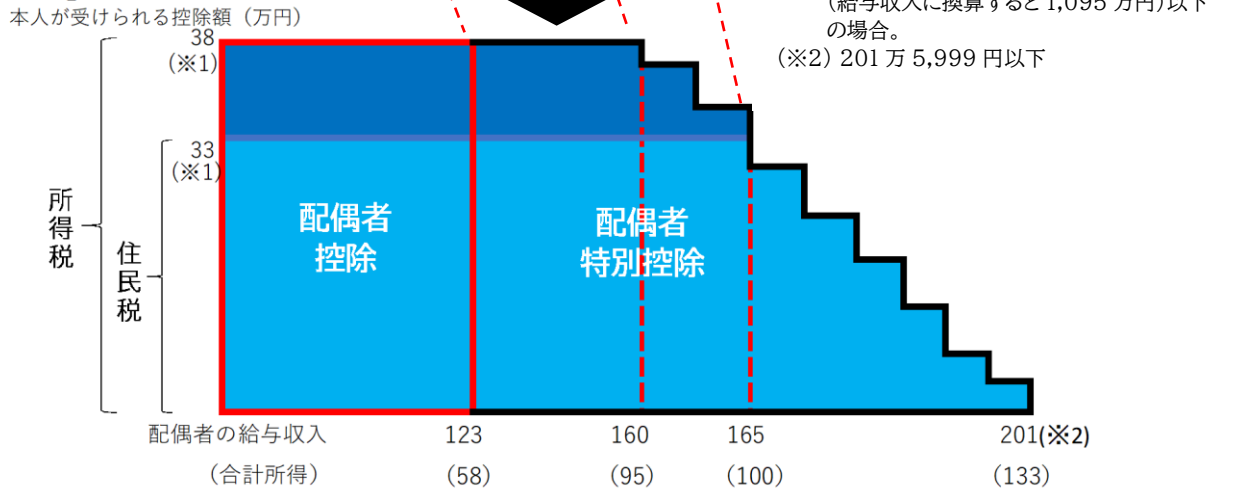
○ 控除の対象となる配偶者の収入要件が変わります

- パート等により給与収入を得ている配偶者について、
- ① 配偶者控除が適用される合計所得金額の上限が、58万円（給与収入に換算すると123万円）に引き上げられました（現行：48 万円、給与収入に換算すると 103 万円）。
 - ② 給与所得控除の最低保障額が65万円（現行：55万円）に引き上げられたことにより、配偶者特別控除の適用において、配偶者控除と同額の控除が受けられる給与収入の上限が160万円となりました（現行：150万円）。

【改正前】



【改正後】



配偶者の年収と本人に適用される控除の関係は、次のようになります。

配偶者の給与 収入（年収）	改正前				改正後			
	配偶者控除		配偶者特別控除		配偶者控除		配偶者特別控除	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
～103万円	対象		—		対象		—	
～123万円	— (※2)		配偶者控 除と同額 の控除	配偶者控 除と同額 の控除	対象		—	
～150万円			控除額が 段階的に 減少	控除額が 段階的に 減少	—		配偶者控除 と同額 の控除	配偶者控除 と同額 の控除
～155万円								
～160万円								
～165万円								
～201万円	控除額が 段階的に減少	控除額が 段階的に減少	—		配偶者控除 と同額 の控除	配偶者控除 と同額 の控除		

注：本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

（令和7年5月現在）